

広島県告示第九百二十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和五年七月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地 所 在	面積（㎡）
株式会社恵	世羅郡世羅町	三原市大和町上徳良字門出一 二七五番二ほか五〇筆	七〇、四九五
株式会社西城そば生産 組合	庄原市	庄原市東城町小奴可字板井谷 五四五六番四ほか三筆	五、五五二
株式会社やさい工房く ろぶち	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字黒淵字後口 迫四二三番	一、一八二
株式会社やさい工房く ろぶち	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字黒淵字獅子 田一〇五七番一ほか一筆	二、八九六
株式会社やさい工房く ろぶち	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字黒淵字獅子 田一〇一五番一ほか二筆	六、〇二五
安達 大輔	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字賀茂字美郷 四二六番一ほか一筆	二、一九二

二 認可年月日

令和五年七月十二日